

発信者情報開示請求における 通信ログ保存期間経過に よる不奏功の実例

山崎法律事務所

弁護士 長瀬 貴志

事件の概要

- X(発信者情報開示請求者)は、石川県内の個人事業主(医療関係者)。長年地域密着にて顧客も多いが、新規顧客の開拓も必要であることから、インターネットを利用した顧客獲得にも力を入れている。
- Y(発信者)はXの患者と思われる者で、口コミサイトにXの名誉棄損に係る事実を投稿。

時系列

(以下すべて令和6年)

1月13日 書込み

1月下旬 Xが書込み発見

2月1日 法律相談。その後、資料収集、書面準備

2月19日 委任契約締結、委任状取得(Xからの契約書及び委任状の返信(郵便)に時間がかかった)

2月23日 Z1(プラットフォーム)に対する発信者情報開示命令・提供命令申立て(郵送)
形式面の補正あり(郵送にて対処)

3月1日 裁判所受付

3月6日 裁判官より追加資料提出指示→資料郵送

3月8日 提供命令発令

3月26日 Z1代理人弁護士から連絡あり(メール交換)

時系列

- 3月27日 Z1代理人より、問題となる書込みのURL確認の連絡
- 3月28日 訂正申立書提出(郵送)
- 4月9日 Z1から開示関係役務提供者(Z2)に関する情報の提供
その後、依頼主に連絡、書面準備
- 4月17日 委任状取得
- 4月19日 Z2(携帯電話通信事業者)に対する発信者情報開示命令・消去禁止命令申立て(郵送)
- 4月24日 訂正申立書提出(郵送)
- 4月26日 Z1 → Z2 IPアドレス等提供
- 5月9日 Z2答弁書提出(保存期間90日が、提供があった4月26日の1週間前に経過、とのこと)
- 7月11日 取下書提出

雑感

- 発信者情報開示請求等につき、地方の弁護士は郵送で書面のやりとりを行うことから、それだけで1～2日を要する(弁護士による電子提出が認められれば、この点に関する東京と地方の格差は解消されると思われるが、弁護士以外の者の申立てとなると、やはり書面・郵送による提出が考えられる。)。このような細かな積み重ねにより、ログ保存期間を経過する可能性が高まる。
- ログの保存期間が短期間であればあるほど、着手時点がどのタイミングかによって結果に大きな差が生じる。もちろんログを不必要に長期間保存する必要はないと思料するが、書込み後すぐに被害者が書込みを発見するとは限らず、現状の事業者の保存期間では短いと感じる。
- 発信者情報開示請求に関しCP,APの事務負担量がかなる大きい旨聞き及んでおり、ログの保存期間が短いと、CP,APにおいて手が回らず、最終的に保存期間を経過する可能性が高まる。また、CP,APによって保存期間がまちまちだと、開示の有無につき、請求者と関係ない事情により左右されてしまいかねない。
- 一弁護士としては、ログの保存期間につき、現状より少しでも長い期間の保存をしていただきたい(ただし、不必要に長期となると漏洩のリスクが高まることから、この点のバランスが重要と思料。)